

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

現在は人口増加が続いているが、今後は他自治体と同様に人口減少・高齢化が進んでいくと予想される。

【産業構造】

製造業・サービス業を始めとする多様な産業によって成り立っている。

主要な産業である製造業の出荷額を見ると電子部品・デバイス・電子回路、輸送用機械器具、食料品、非鉄金属、プラスチック製品で約8割を占めており、残りの約2割はその他の製品で構成されている。

【中小企業者の実態】

人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況であるため、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者に先端設備等の導入を促すことで生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画の目標認定件数は年間5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業・サービス業を始めとする多様な業種によって成り立ち、経済・雇用を支えているため、広い範囲で事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。（ただし、下記3（2）で定める対象業種・事業に係るものに限る。）

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺及び区画整理区域を中心とする店舗群と市内に点在する工業地域を中心に広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、幅広い業種において生産性を向上させる必要がある。

そして、生産性向上に向けた取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT化による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画においては労働生産性が年3%以上に資すると見込まれる事業は幅広く対象とする。

一方で、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、本市の基本計画において目標としている中小企業の人手不足・後継者不足の解消や産業基盤の構築につながりにくいと考えられる。

よって、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種を対象業種・事業とする。

なお、この場合の再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から第6号までに規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。